

監督上の措置一覧

(平成14年7月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	7.4	本部長訓戒	右職員は、 事件の捜査に際して、捜査班運営主任官の立場にありながら、検察官からの押収品確認の依頼に対し、必要な措置を怠ったため、結果として約5ヶ月間に亘り、押収品である現金の存在を確認できなかったもの。	警視	
2	7.4	本部長注意	右職員は、 事件の捜査に際して、事件主任官として捜査班運営主任官を指揮する立場にありながら、その指揮に徹底を欠いたため、捜査班運営主任官が、検察官からの押収品確認の依頼に対し必要な措置を怠り、結果として約5ヶ月間に亘り、押収品である現金の存在を確認できないという事態を惹起させたもの。	署 警視	監督責任
3	7.5	所属長注意	右職員は、 事件における証拠品の押収手続に関して、当時関係者を監督指導する立場にありながら、適切な指示を怠ったため、約5ヶ月間に亘り、押収品である現金の存在を確認できないという事態を惹起させたもの。	警視	監督責任
4	7.15	本部長訓戒	右職員は、平成11年10月14日、署管内において発見し保管中の自動二輪車について、 として必要な措置を怠ったことにより、当該自動二輪車を紛失したもの。	署 警部補	
5	7.15	所属長訓戒	右職員は、平成11年10月14日、署管内において発見し保管中の自動二輪車について、必要な措置を怠ったことにより、当該自動二輪車を紛失したもの。	署 巡查部長	

監督上の措置一覧

(平成14年8月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	8.5	所属長注意	右職員は、留置主任官として、勤務の遂行に徹底を欠いたことから、平成14年3月25日頃、被留置者(不詳)から所持禁止物件(大麻)を留置場内に持ち込まれるという事態を惹起させたもの。	■■■■署 警部 ■■■■	
2	8.8	本部長注意	右職員は、■■■■として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕■■■■されるという事態を惹起したもの。	■■■■ 警視正 ■■■■	監督責任
3	8.8	本部長注意	右職員は、■■■■として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕■■■■されるという事態を惹起したもの。	■■■■ 警視正 ■■■■	監督責任
4	8.8	本部長注意	右職員は、■■■■として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕■■■■されるという事態を惹起したもの。	■■■■ 警視 ■■■■	監督責任
5	8.8	本部長訓戒	右職員は、■■■■署■■■■として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕■■■■されるという事態を惹起したもの。	■■■■ 警視 ■■■■	監督責任

(平成14年8月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	8.8	本部長訓戒	右職員は、[redacted]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕[redacted]されるという事態を惹起したものの。	[redacted]署 警視 [redacted]	監督責任
7	8.8	本部長訓戒	右職員は、[redacted]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕[redacted]されるという事態を惹起したものの。	[redacted] 警部 [redacted]	監督責任
8	8.8	本部長訓戒	右職員は、[redacted]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕[redacted]されるという事態を惹起したものの。	[redacted] 警部 [redacted]	監督責任
9	8.8	所属長訓戒	右職員は、[redacted]署 [redacted]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕[redacted]されるという事態を惹起したものの。	[redacted]署 警部 [redacted]	監督責任
10	8.8	本部長注意	右職員は、[redacted]署 [redacted]として、その責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、収賄罪で逮捕[redacted]されるという事態を惹起したものの。	[redacted] 警部補 [redacted]	監督責任

(平成14年8月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
16	8.8	本部長訓戒	右職員は、平成9年、同10年年の各年末において、利用していた飲食店オーナーから贈答品の供与を受けたもの。	██████████ 警部 ██████████	
17	8.8	所属長訓戒	右職員は、平成9年、同10年、同11年の各年末において、利用していた飲食店オーナーから贈答品の供与を受けたもの。	██████████ 巡查部長 ██████████	
18	8.9	所属長注意	右職員は、私的に交際のある部外者と賭けマージャンをしていたもの。	██████████署 巡查部長 ██████████	
19	8.28	所属長注意	右職員は、平成14年8月24日、軽四乗用(ミニパト)を運転し、助手席に相勤者██████████巡查部長を同乗させ、██████████署管内を走行中、一方通行区間を約200メートル逆行したもの。	██████████署 巡查部長 ██████████	
20	8.28	所属長注意	右職員は、平成14年8月24日、相勤者██████████巡查部長運転の軽四乗用(ミニパト)の助手席に同乗し、██████████署管内を走行中、一方通行区間を約200メートル逆行したもの。	██████████署 巡查部長 ██████████	

(平成14年9月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	9.27	所属長注意	右職員は、[redacted]事件について、事件引継ぎを受けて捜査中、平成10年4月15日に時効が完成したにもかかわらず、時効送致を失念したもの。	[redacted]署 警部 [redacted]	
7	9.27	所属長注意	右職員は、[redacted]事件について、事件引継ぎを受けて捜査中、捜査資料の散逸を認知したにもかかわらず、上司に対する報告を怠ったもの。	[redacted]署 警視 [redacted]	
8	9.27	所属長注意	右職員は、[redacted]事件について、事件引継ぎを受けて捜査中、捜査資料の散逸を認知したにもかかわらず、上司に対する報告を怠ったもの。	[redacted]署 警部 [redacted]	
9	9.27	所属長注意	右職員は、[redacted]事件について、事件引継ぎを受けて捜査中、捜査資料の散逸を認知したにもかかわらず、上司に対する報告を怠ったもの。	[redacted]署 警部 [redacted]	
10	9.30	所属長注意	右職員は、妻帯者であるにもかかわらず、[redacted]と不純な交際を続けていたもの。	[redacted]署 巡查部長 [redacted]	

(平成14年10月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	10.17	本部長訓戒	右職員は、[]署の副安全運転管理者として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、[]バイク(90cc)を勤務中に無免許運転するという事態を惹起させたもの。	[]署 警部 []	監督責任
7	10.17	所属長訓戒	右職員は、[]署の副安全運転管理者として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、[]バイク(90cc)を勤務中に無免許運転するという事態を惹起させたもの。	[]署 警視 []	監督責任
8	10.17	所属長訓戒	右職員は、[]署の副安全運転管理者として、その責務の遂行に徹底を欠いたことにより、部下職員が、[]バイク(90cc)を勤務中に無免許運転するという事態を惹起させたもの。	[]署 警部補 []	監督責任
9	10.24	本部長訓戒	右職員は、平成14年9月27日、居酒屋で飲酒后、地下鉄売店横の待合椅子に座り、寝込んでしまったため、所持していた会議資料等が入った手提げカバンを窃取されたもの。	[]署 警部 []	

監督上の措置一覧

(平成14年11月)

番号	処分月日	種 別	概 要	所属・階級・氏名・年齢	備 考
1	11.1	所属長訓戒	右職員は、平成14年10月16日、前原市内のスナックにおいて泥酔状態となり、ソファーに倒れ込んだ弾みでスタンドグラスを破損させるなど、品位を欠く行為をしたもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
2	11.6	本部長訓戒	右職員は、平成14年3月29日から同年10月6日頃までの間に、自己の警察手帳の恒久用紙を署内又は自宅において亡失したもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
3	11.8	所属長注意	右職員は、平成14年10月22日、■■■■バイク(90cc)を運転し、■■■■署管内の車両通行禁止区間を走行したもの。	■■■■署 巡查部長 ■■■■	
4	11.11	所属長訓戒	右職員は、平成14年10月23日、留置中の被留置者に対する差入れ物品の点検に際し、その徹底を欠いたことにより、留置場内に100円ライターを持ち込まれ、更にその後の数回の出し入れ時の検査においてもその徹底を欠き、ライターを発見できなかったもの。	■■■■署 巡查部長 ■■■■	
5	11.11	所属長訓戒	右職員は、平成14年10月23日、留置中の被留置者に対する差入れ物品の点検に際し、その徹底を欠いたことにより、留置場内に100円ライターを持ち込まれ、更にその後の数回の出し入れ時の検査においてもその徹底を欠き、ライターを発見できなかったもの。	■■■■署 警部補 ■■■■	

(平成14年11月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	11.11	所属長訓戒	右職員は、平成14年10月23日、留置中の被留置者に対する差入れ物品の点検に際し、その徹底を欠いたことにより、留置場内に100円ライターを持ち込まれ、更にその後の数回の出し入れ時の検査においてもその徹底を欠き、ライターを発見できなかったもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
7	11.11	所属長注意	右職員は、■■■■署■■■■として、留置管理業務の徹底について指導監督を行う立場にあるが、その徹底を欠いたことにより、留置場内に100円ライターを持ち込まれるという事態を惹起させたもの。	■■■■署 警部 ■■■■	監督責任
8	11.11	所属長注意	右職員は、平成14年11月9日の休日、福岡市■■■■内の■■■■駐車場に自家用車を駐車中、トランク内に保管していた業務で使用している私物のノートパソコン、CD1枚等を窃取されたもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
9	11.26	所属長注意	右職員は、平成14年11月1日、北九州市■■■■内において、■■■■前後不覚となるまで飲酒したため、帰宅中に傷害事件の被害者となったもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	
10	11.27	所属長注意	右職員は、平成14年11月1日、北九州市■■■■内において、■■■■前後不覚となるまで飲酒し、タクシーで帰宅中、交番に泥酔者として保護されたもの。	■■■■署 巡查長 ■■■■	

監督上の措置一覧

(平成14年12月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
1	12.5	本部長訓戒	右職員は、平成14年9月7日、取調室内において、 被疑者 所有のバックを確認中、同女から罵声を浴びせられたことに憤慨し、同バッグを投げつけるなどしたもの。	署 巡查長	
2	12.5	所属長注意	右職員は、平成14年9月7日、取調室内において、 被疑者 所有のバックを 巡查長が確認中、同女から罵声を浴びせられたことに憤慨し、同バッグを投げつけるなどした行為を制止することなく、また、そのことを当直主任に報告しなかったもの。	署 巡查長	
3	12.5	所属長注意	右職員は、平成14年9月7日、取調室内において、 被疑者 所有のバックを 巡查長が確認中、同女から罵声を浴びせられたことに憤慨し、同バッグを投げつけるなどした行為を制止することなく、また、そのことを当直主任に報告しなかったもの。	署 巡查	
4	12.9	所属長注意	右職員は、平成14年6月26日、署管内において、交通指導取締を実施中、現場で未使用の点数切符1組を紛失したもの。	署 警部補	
5	12.12	所属長注意	右職員は、平成14年10月5日、留置中の被留置者に対する差し入れ物品の点検に徹底を欠いたため、ポリ袋(5cm×7cm)1枚及び飴玉袋(2cm×5cm)1枚を留置場内に持ち込まれたもの。	署 巡查長	

(平成14年12月)

番号	処分月日	種別	概要	所属・階級・氏名・年齢	備考
6	12.19	本部長訓戒	右職員は、[]署[]の証拠物件等取扱責任者として、平成11年8月30日頃、押収バイク及び押収関係書類の引継ぎを受けたが、その際、証拠物件保存票の作成を失念したことにより、当該押収バイクの誤廃棄事案を惹起させたもの。	[]署 警部補 []	
7	12.19	所属長訓戒	右職員は、平成13年12月26日、保管中の証拠物件バイクの廃棄作業を行った際、最終チェックを怠ったことから、押収バイクを誤廃棄したもの。	[]署 巡査部長 []	
8	12.19	本部長注意	右職員は、[]署[]として、平成13年12月26日、保管中のバイクの廃棄作業を行った際、証拠物件等取扱責任者としての立会や最終チェックを怠るなど、自己の責務の遂行に徹底を欠いたことから、部下職員が、本来は廃棄すべきでない押収バイクを誤廃棄するという事態を惹起させたもの。	[]署 警部補 []	監督責任
9	12.19	所属長注意	右職員は、[]署[]として証拠物件の取扱い又は保管に当たっては細心の注意を払い、紛失、き損等がないようにしなければならないところ、平成11年8月30日頃、直属の部下職員が、引継ぎを受けた押収バイクに関し、証拠物件保存票の作成を失念したこと及び同課における当該バイクの不適切な管理状態を是正できなかったもの。	[]署 警部 []	監督責任
10	12.24	所属長注意	右職員は、平成14年11月10日の休日、福岡都市高速道路において、最高速度が60キロメートル毎時と指定されているにもかかわらず、103キロメートル毎時の速度で走行し、検挙されたもの。	[]署 巡査部長 []	